

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（概要版）

1 条例制定の背景

① 自転車活用推進法（H29.5）、自転車活用推進計画（H30.6） 福島県自転車活用推進計画（R2.3）

- 自転車は、誰もが気軽に利用できる身近で環境にやさしく、健康にも良い乗り物で、子どもから高齢者まで幅広く利用。
- 県計画の目標の一つに「自転車利用に関する安全意識の向上による交通の安全・安心の確保」を掲げ、安全教育・広報啓発活動の推進や自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図っている。

② 本県の自転車事故の状況等

- 令和2年の自転車事故による死傷者数は352名うち約4割の事例で自転車側において一時停止を守らない、右側通行などの違反が認められる。
- 自転車利用者（子どもを含む）が加害者となる交通事故が発生しており、加害者側に高額な賠償命令（最高額約1億円）が出されるケースも見られる。



● 以下の点を目的として条例を制定する。

自転車の安全で適正な利用を促進し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

3 施行期日

公布の日（令和3年10月12日）。ただし、「自転車損害賠償責任保険等への加入」「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等」については、令和4年4月1日。

2 条例のポイント

● 責務・役割（第四条～第十条）

- 県：関係機関と連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を総合的に実施。
- 県民・事業者等：自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 自転車利用者：歩行者等の通行に配慮しながら、自転車の安全で適正な利用に努める。
- 市町村：区域内の実情に応じ国・県の施策に協力するよう努める。

● 自転車交通安全教育等（第十一条）

県、学校、保護者、事業者等の関係者が、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育等に努める。



● 点検整備・安全器具の使用等（第十二条・第十四条）

利用する自転車の必要な点検・整備や防犯対策を行うとともに、交通事故防止・被害軽減を図るための器具の使用に努める。

● 自転車損害賠償責任保険への加入等（第十六条・第十七条）

自転車利用者（未成年者の保護者を含む）や、事業活動において自転車を利用する事業者などに自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化。
小売業者、事業者、学校などの関係者は、自転車の購入者、通勤・通学での利用者に対し、保険加入確認に努める。



● 道路環境の整備（第十九条）

県は、国・市町村と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境を整備。

